

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	ひとり親家庭医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、ひとり親家庭医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成事務
②事務の概要	ひとり親家庭医療は、ひとり親家庭の親及び児童並びに父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と健康の保持を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的としている。 郡山市は、郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年郡山市条例第15号)及び郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成12年郡山市規則第36号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格登録申請の受理 ②受給資格登録申請に係る事実についての審査 ③受給資格登録申請の審査結果に係る申請者等への通知 ④受給資格等変更届の受理 ⑤受給資格等変更届の審査 ⑥受給資格等変更届の審査結果に係る申請者等への通知 ⑦受給資格者証返還届の受理 ⑧受給資格者証返還届に係る事実についての審査 ⑨助成申請書の受理 ⑩助成申請書の審査 ⑪助成申請書の審査結果に係る申請者への通知 ⑫助成金の支給 ⑬届出の受理 ⑭届出に係る事実についての審査
③システムの名称	保健福祉情報システム(ひとり親家庭医療費助成)、庁内連携システム、住民登録外システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、OCRシステム

2. 特定個人情報ファイル名

ひとり親家庭医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の12の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第9号、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の24の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども部子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	〒963-8601
--	-----------

連絡先	〒963-8023 郡山市桑野一丁目2番3号 こども子育て給付課(給付係) 電話024-924-2411
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号をデータベースに登録する際及び書類の保管の際には、複数人で確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請に必要な特定個人情報等は、申請書の本人の同意のもとで保健福祉総合システムにより取得しており、対象者以外の情報を取得することはない。	

変更箇所

[illegible]